## 「再調査の請求取下書」の記載要領

- 1 この「再調査の請求取下書」は、国税に関する法律に基づく処分についての再調査の請求を取り下げる場合に使用します。
- - <u>(元号)×年×月×日付の(で)</u> <u>(元号)×年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定</u> 処分
  - (元号)×年×月×日付の(で)<u>(元号)×年分、(元号)×年分及び(元号)×年分所得税の各</u> 更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分

  - <u>(元号)×年×月×日付の(で)源泉徴収に係る所得税××円の納税告知処分及び不納付加算税×</u><u>×円の賦課決定</u>処分
  - (元号) ×年×月×日付の(で) 所得税の青色申告の承認の取消処分
  - <u>(元号)×</u>年<u>×</u>月<u>×</u>日付の(で)<u>酒税の更正処</u>分及び過少申告加算税の賦課決定処分
  - (元号) ×年×月×日付の(で) ×××についてされた××差押処分
  - <u>(元号)×</u>年×月×日付の(で) ×××のための国税徴収法第××条による第二次納税義務告知処分
  - $\bigcirc$  <u>(元号)×</u>年 $\times$ 月 $\times$ 日付の(で)<u>(元号)×年分××税の納税の猶予不許可</u>処分
  - (元号)×年×月×日付の(で)相続税延納申請却下処分